

# 株式会社内田洋行 IT ソリューションズ

## パートナー取引基本約款 目次

- ・ パートナー取引基本約款 (2024年7月21日改訂) . . . . . 2
- ・ パートナー取引基本約款比較表 (2024年7月21日改訂) . . . . . 20

# パートナー取引基本約款

株式会社内田洋行 I Tソリューションズは、製品の販売及びこれに付帯する製品の製作、改造並びに修理（以下「本件システム」という）及び、本件システムの総合的な保守又は運用に関するサービスの販売及び販売支援に関する基本的な事項（以下「本件業務」という）について以下の条項のとおりパートナー取引基本約款（以下「本約款」という）を定める。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** パートナー及び当社は製品について、パートナーが第10条（販売方式・販売条件）に規定する方式で、当社から製品を購入若しくは販売支援をし、日本国内において自ら使用し又は顧客に販売活動を行い、販売活動に関わる市場開拓と販売拡充を行うことを目的とする。

2. 本約款の各条項は、前項に定めるパートナーと当社の取引に関する個々の契約（以下「個別契約」という）に共通して適用されるものとする。

### （定義）

**第2条** 本約款において使用される用語は、次の各号に定めるところによるものとする。

#### (1) 「製品」

① 当社からパートナーに別に提示される「価格表」又は「製品」ごとに提示される「案内文書」等に記載される「機械」「ソフトウェアプロダクト」「受託役務サービス」を意味するものとする。

② 当社の「製品」には、当社が商標（利用権限を含む）を有する「製品」（以下「当社製品」という）と当社が商標を有しない「製品」（以下「他社製品」という）が含まれる。

③ 「ソフトウェアプロダクト」には、プログラムのほかマニュアルその他の関連資料等が含まれる。なお、当社製「ソフトウェアプロダクト」には、当社が再使用許諾権を得た「ソフトウェアプロダクト」を含むものとする。

④ 「受託役務サービス」には、「サポート受託業務」「ハードウェア・ソフトウェア保守サービス」「ヘルプデスク」「各種教育研修」等の役務サービスがある。

#### (2) 「個別取引条件」

当社が、第7条（個別契約）でいう「個別契約」に先だってパートナーに提示する「製品」ごとの取引条件をいう。「価格表」又は製品ごとに提示される「案内文書」等により提示されるものとする。

#### (3) 「購入」「販売」「顧客」

① 「機械」の「購入」「販売」とは、パートナーが、当社より「機械」を「購入」し、自己使用、又は自ら若しくは販売店を通して「顧客」に「販売」することをいう。

② 他社製「ソフトウェアプロダクト」は、同製品の権利者から「顧客」に対して直接、使用許諾されるものとする。同製品について「購入」「販売」するとは、権利者と「顧客」との同製品の使用許諾契約を仲介することをいう。

③ 当社製「ソフトウェアプロダクト」の「購入」「販売」とは、パートナーが、当社製「ソフトウェアプロダクト」の使用許諾を

受け、その許諾の範囲で自ら使用、又は自ら若しくは販売店を通して「顧客」に使用許諾することをいう。本号の①②③の場合、いかなる意味でも当社からパートナーへ知的財産権は移転しない。

④ 「役務サービス」の「購入」「販売」とは、パートナーが「役務サービス」を自らが提供を受け、又は販売店若しくは「顧客」に提供することをいう。

⑤ 「顧客」とは、自己使用のために「製品」を「購入」する者をいう。

#### (4) 「本件ソフトウェア」

本約款及び個別契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース類及び関連資料等個別契約において定めるもの

#### (5) 「要件定義書」

本件ソフトウェアの機能要件（パートナーの要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される）及び非機能要件（機能要件以外の全ての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される）をとりまとめた文書を指し、提案依頼書（RFP）、提案書や議事録等に記載された機能要件を含む。

#### (6) 「基本設計書」

要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザーインターフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のインターフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書

#### (7) 「システム仕様書」

要件定義書及び基本設計書

#### (8) 「中間資料」

本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しない全てのもの

#### (9) 「第三者ソフトウェア」

第三者が権利を保有するソフトウェア（サーバ用 OS、クライアント用 OS、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDB 等を含む）であって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるもの（ただし、FOSS を除く）

#### (10) 「FOSS」

フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェアのことを指し、「FLOSS」ともいう

#### (11) 「要件定義」

システムやソフトウェアの開発において、実装すべき機能や満たすべき性能などを明確にしていく作業のこと

#### (12) 「基本設計（外部設計）」

要件定義書に基づき、どのようなシステムを開発すればそれを満

たすことができるかを検討し、機器の構成や実装すべき機能、画面や帳票など操作や入出力に関する事項、生成・保管されるデータの概要など、システムの基礎的な仕様をまとめたもの。基本設計に当たる工程を「外部設計」と呼ぶ場合もある

(13) 「詳細設計（内部設計）」

全体の構成や行うべき処理の詳細など実装に必要な仕様を定義する工程。詳細設計に当たる工程を「内部設計」と呼ぶ場合もある

(14) 「プログラム開発・結合テスト」

システム開発においてプログラムの開発から、構築した手続きや関数といった個々の機能を結合させて、うまく連携・動作しているかを確認するテストの実施までのプロセスのこと

(15) 「総合テスト」

構築したシステムが全体として予定通りの機能を満たしているかどうかを確認するテストのこと

(16) 「導入・受入支援」

ソフトウェア導入、ソフトウェア受け入れ支援までのプロセスのこと

(17) 「運用テスト」

開発者によるテストが終了した段階でシステムの運用者（顧客）によって行われる、実際の稼動状況において問題なく動作するかどうかを検証するためのテストのこと

(18) 「電磁的記録」

電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

(19) 「サブスクリプション」

料金を支払うことで、製品やサービスを、定額制や従量制により一定期間、利用することができる

**（取引に関する報告）**

**第3条** パートナー及び当社は、法人の名称、商号、本店所在地、代表者、会社概要、連絡先等、取引に関する内容を、相手方に報告するものとし、資料がある場合は速やかに提出するものとする。

2. パートナー及び当社は、本店所在地、代表者、その他前項によって報告した内容に変更が生じた場合、直ちにその旨を相手方に報告するものとし、資料がある場合は変更後の資料を改めて提出するものとする。

3. 前項の報告を怠ったことによりパートナー又は当社が被った損害は相手方の負担とする。

4. パートナー及び当社は、必要のあるときは相手方に対し、第1項、第2項の報告について説明を依頼することができるものとし、依頼された側はその依頼に応じ説明報告をするものとする。

**（信用調査）**

**第4条** パートナーは、当社がパートナーの信用力を調査するために決算諸表、商業登記簿、不動産登記簿の謄本等の提出を求める場合には、かかる要求に応ずるものとする。

2. 当社は、当社が必要と認める場合、販売方式及び販売条件（支払条件を含む）の変更並びに担保の提供を求めることができるものとする。

**（電磁的記録の利用）**

**第5条** 本約款の他の規定において、書面により行わなければならないとされているものについては、当該規定にかかわらず、書面により行うことに代えて、個別契約に定める方法で当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。ただし、個別契約又は変更契約の締結のために作成する文書その他当該書面に記名押印をなすべきものとしている場合には、この限りではない。

**（適用範囲・完全合意）**

**第6条** 本件業務は、第2章の売買、第3章のサブスクリプション、第4章のシステムエンジニアリングサービス、第5章の保守業務の全部又は一部から構成され、個別業務には個別契約が適用されるものとする。

2. パートナー及び当社は、個別契約において本約款の一部の適用を排除し、又は本約款と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本約款に優先するものとする。また、本約款及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項の全てであり、かかる合意事項の変更を伴う場合、当該変更は第116条（変更管理手続）に従ってのみ行うことができるものとする。

**（個別契約）**

**第7条** パートナー及び当社は、個別業務に着手する前に、パートナーから当社に提示された提案依頼書（RFP）、当社からパートナーに提案した提案書、見積書等を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。

- (1) 具体的内容（製品名、作業範囲、仕様等）
- (2) 契約類型（売買・請負・準委任等）
- (3) 作業期間又は納期
- (4) 作業スケジュール
- (5) パートナー及び当社の役割分担（第35条（協働と役割分担）で定める作業責任分担の詳細）
- (6) 連絡協議会の運営に関する事項
- (7) パートナーが当社に提供する情報、資料、機器、設備等（以下「資料等」という）
- (8) 作業環境
- (9) 当社がパートナーの委託に基づき作成し納入すべき物件（以下「納入物」という）の明細及び納入場所
- (10) 委託料及びその支払方法
- (11) 検査又は確認に関する事項
- (12) その他個別業務遂行に必要な事項

2. パートナー及び当社は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

3. 個別契約の内容が本約款の条項と異なる場合は、個別契約の内容が本約款の条項に優先して適用されるものとする。

**（注文書による個別契約の成立）**

**第8条** 個別契約は、パートナーが第7条（個別契約）第1項の

取引条件を記載した注文書を当社に対して交付し、当社がこれを承諾することにより成立するものとする。

2. 当社が注文書を受領してから当社の7営業日以内に当社から承諾の通知が無い場合、当社が承諾したものとする。

3. パートナーは当社から届出された送付先へ注文書を送付するものとする。ただし、当社は送付先を変更した場合、パートナーに対し送付先の変更届を提出するものとする。

4. 個別契約を変更する場合、パートナーは別途変更注文書を当社に交付するものとする。なお、変更された個別契約の成立は、前各項に準ずるものとする。

#### (有効期間)

**第9条** 本約款の有効期間は、本約款に基づいた個別契約締結日から1年間とする。ただし、本約款に基づく個別契約が有効である場合、当該個別契約が存続する限りにおいて本約款も有効とする。

2. 本約款有効期間満了の3ヵ月前までにパートナー当社いずれからも別段の意思表示がない限り、同一条件をもって更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

#### (販売方式・販売条件)

**第10条** 当社の行なう販売方式は次のとおりとする。

##### (1) 仕切販売方式

パートナーが当社より製品を購入し、自己の名と責任において顧客に当該製品を販売するもの。

##### (2) 手数料販売方式

パートナーの販売活動により、当社又は当社の指定する者が顧客と直接契約を締結し製品を販売し、当社が製品を顧客に納入・回収後に当社の定める手数料をパートナーに支払うもの。

2. 当社の行なう販売方式は、原則として前項1号の仕切販売方式とするが、当社の判断により事前にパートナーと協議の上、前項2号の手数料販売方式とすることができるものとする。

#### (営業目標と最低更新基準の設定)

**第11条** 当社は、別途協議の上、パートナーに対し、仕入れ目標及び本約款の更新のめどとする最低基準数量又は基準金額等を設定することができる。パートナーは、当社が同意する場合、半年に1度仕入れ目標を改定することができるものとする。

#### (価格・料金等)

**第12条** パートナーが本約款に従って購入する製品の価格・料金は、当社が個別契約書及び、個別取引条件として別途提示する価格表、製品ごとの案内文書等に定めるものとする。なお、当社は書面による事前の通知により適宜に変更できるものとする。

#### (支払条件・支払方法)

**第13条** 仕切り販売方式の場合、パートナーは当社に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた金額を当該個別契約で定めた方法で支払うものとする。

2. 前項の場合で、パートナー又はパートナーの顧客がリース会社と契約を締結しリースによる支払いを行うとき、当社はリース

会社が発行するリース注文書等に記載の支払条件で支払を受けるものとする。ただし、パートナー又はパートナーの顧客がリース会社とリース契約を締結するまでは、パートナーが支払い責任を負う。

3. 手数料販売方式の場合、「販売手数料の支払に関する契約書」に定めた手順に従う。

#### (消費税の扱い)

**第14条** 消費税額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

2. 本件業務に係る消費税額は、税率の改定その他の事由により消費税額の算定方法に変更が生じた場合、その都度計算されるものとする。

#### (遅延損害金)

**第15条** パートナーが、本約款及び各個別契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### (販売手数料の返還)

**第16条** 手数料販売方式の場合、当社がパートナーに販売手数料の支払を行ったのちに当該販売手数料の支払の前提となった当社と顧客若しくは販売店との販売契約に関してその理由の如何を問わず下記事項のいずれか一つに該当する事由が発生したときは、パートナーは直ちに当該販売手数料を当社の指定する口座に振込み返還するものとする。

(1) 当該販売契約が解除となったとき

(2) 当該販売契約の販売価額、販売代金の回収内容等に変更があったとき。

(3) 当該販売契約が完全に履行されなかったとき。

#### (パートナーの活動)

**第17条** パートナーは、製品を販売するにあたり、独立した法人として自己の計画に基づき自己の責任と負担において活動するものとする。

2. パートナーは、他社製品を販売する場合、その旨を明らかにして販売し、他社製品に適用される製造者・提供者の保証があるときには、その旨を顧客に通知し、顧客と製造者・提供者との連絡をはかるものとする。

3. パートナーは販売店を通して販売する場合、本条第2項、第78条(知的財産権侵害の責任)、第111条(秘密情報の取扱い)、第112条(個人情報)、第113条(商標)、第118条(製品における第三者権利の侵害)でパートナーが負うべき義務と同等の義務を販売店に課すものとする。

#### (相殺)

**第18条** 当社がパートナーに対して負担する債務がある場合、当社は本約款及び各個別契約による売掛債権等の弁済期日にかかわらず、同債権と当該債務を対当額において相殺することができるものとする。

#### (作業期間又は納期)

**第 19 条** 各個別業務の作業期間又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定めるものとする。

#### (再委託)

**第 20 条** 当社は、当社の責任において、各個別業務の一部を第三者（パートナーが指定する再委託先も含む）に再委託することができるものとする。ただし、当社は、パートナーが要請した場合、再委託先の名称及び住所等をパートナーに報告するものとし、パートナーにおいて当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、パートナーは当社に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができるものとする。

2. 前項ただし書により、パートナーから再委託の中止の請求を当社が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第 116 条（変更管理手続）の手続によるものとする。

3. 当社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本約款に基づいて当社がパートナーに対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

4. 当社は、再委託先の履行についてパートナーに帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、パートナーの指定した再委託先の履行については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

#### (一般義務)

**第 21 条** パートナー及び当社は、本件業務を遂行するにあたり、本約款を遵守するものとし、当該本件業務に従事する者に対し、本約款を周知徹底するものとする。

#### (法令遵守)

**第 22 条** パートナー及び当社は、労働法規その他関係法令に基づき本件業務に従事するそれぞれの従業員に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

## 第 2 章 売買

#### (納入)

**第 23 条** 当社は、個別契約に定められた製品を納入期限までに、同じく個別契約に定められた設置場所に納入するものとする。

#### (検査・検収)

**第 24 条** 第 23 条（納入）により製品が納入された場合、パートナーは速やかに検品・検査を行い、個別契約に定める期間（以下「検査期間」といい、個別契約に定められていない場合、本条においてはパートナーの 7 営業日以内とする）中に契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という）を発見したときは直ちに通知しなければ、その不適合を理由とする履行の追完請求、

代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

2. 当社が製品を納入してからパートナーの 7 営業日を経過したにもかかわらず、パートナーから何らの通知もない場合は、前項の検査に合格し、引渡し完了したものとする。

#### (所有権の移転)

**第 25 条** 製品の所有権は全ての代金・料金等が完済されるまで当社に帰属するものとする。パートナーが所定の期日までに支払わない場合、当社は、何らの義務を負うことなく当該製品を引き取り、又はその他の適法な救済手段をとることができるものとする。

#### (契約不適合責任)

**第 26 条** 当社は、検査で不具合があり検査に合格しない場合、別の同一製品と交換するものとする。

2. 当社は、検収完了後に不具合が発生し、当社が当該製品の製造者の責に帰すべき初期不良と判断する場合、当社の選択により修理又は別の同一製品と交換するものとする。当社がかかる修正責任を負うのは、製品の引渡し完了後 12 ヶ月以内にパートナーから請求がなされた場合に限るものとする。ただし、他社製品については製造者又は提供元の提供する保証条件が適用されるものとし、その保証範囲について、パートナーは、他社製品の製造者又は提供元に直接問い合わせるものとする。

3. 製品が当社製のソフトウェアプロダクトである場合、当社は製品が各仕様を満たしていることを保証する。ただし、この保証は、パートナー又は顧客の個別の要望に適合することを保証するものではない。

4. 製品が当社製のソフトウェアプロダクトである場合、製品に生じる傷・欠陥・故障・不具合等、製品の価値を減じる欠点で、製品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合していないことがあった場合、当社は別に提示される個別取引条件に従い契約不適合の修正を行うものとする。個別取引条件に取り決めがない場合、当社がかかる修正責任を負うのは、製品の引渡し完了後 12 ヶ月以内にパートナーから請求がなされた場合に限るものとする。ただし、パートナー又は顧客が製品に変更・修正・付加（追加）した場合には、保証することはできない。

5. 前各項の保証は、第 118 条（製品における第三者権利の侵害）及び第 124 条（損害賠償）を除くほか、本約款に基づく当社の製品に対する保証の全てを記載したものであり、法律上の契約不適合責任を含む全ての保証責任に代わるものとする。

#### (使用許諾、再使用許諾権)

**第 27 条** 製品が当社製のソフトウェアプロダクトである場合、パートナーは本約款並びに製品ごとに当社より提示される個別取引条件に従い、その許諾された範囲内で販売できるものとする。

2. パートナーが自ら製品を使用する場合、パートナーは指定された機械でかつパートナー自身の社内業務のみの使用目的に使用することができるものとする。なお、指定された機械が一時的に故障等使用できない場合には、別の機械を一時的に利用することができる。また本約款期間中、パートナーは、本約款に基づく販

売、販売支援並びに保守の責任を果す目的において使用することができるものとする。

3. パートナーがパートナーの顧客に使用許諾する場合、パートナーは指定された機械でかつ顧客自身の社内業務の目的による使用を許諾することができる。なお、指定された機械が一時的に故障等使用できない場合には、別の機械を一時的に利用することができるものとする。

4. パートナーは、個別取引条件により認められる場合を除いて、製品についていかなる方法によっても、複製、改変又はリバース・エンジニアリングをすることはできないものとする。

#### (販売に関するパートナーの義務)

**第 28 条** パートナーは、本約款の有効期間中、製品を販売するために積極的に宣伝し、その販売の促進に全力を尽くすものとする。

2. パートナーは、責任をもって顧客に接し、顧客に対し遅延なく製品に関する技術サポート、保守サービス、バグ訂正及び技術訓練を提供するものとする。

3. パートナーは、前二項のために必要な専任担当スタッフを保持するものとする。

4. 製品に関する顧客の要求に、パートナー独自で応えることが困難な場合、パートナーは当社に対して援助を要請することができるものとする。

5. パートナーは、随時に使用許諾先の情報を当社に報告するものとし、当社の要請があれば顧客(パートナーの販売店の「顧客」を含む)確認のため監査を受け入れるものとする。

6. パートナーは販売店を通して販売する場合、販売店に対して本条におけるパートナーの立場と同等の義務を当該販売店に課すものとする。

#### (販売に関する当社の義務)

**第 29 条** 製品が当社製のソフトウェアプロダクトである場合、当社は、パートナーからの注文に応じて、パートナーに対して製品の使用を許諾するものとする。

2. 当社は、製品ごとに提示される個別取引条件に従い、パートナーの技術者等に対して技術訓練及び技術サポートを提供するものとする。

3. 当社は、パートナーの販売活動に対して、有償・無償の各種販売支援をするものとする。

#### (知的財産権の帰属)

**第 30 条** 製品に関する著作権、産業財産権その他の知的財産権は、当社又はその他の権利者に帰属し、パートナー、パートナーの顧客及びパートナーの販売店に移転しないものとする。

#### (使用権の消滅)

**第 31 条** 製品がソフトウェアプロダクトの場合、パートナーは本約款及び個別契約に基づく製品の全部又は一部の使用権が消滅したときは、当社より受領した製品を破棄又は返却し、本件システムから削除(アンインストール)するものとする。

#### (運賃・設置費等)

**第 32 条** 製品納入に伴う運賃及び設置費については、当該個別業務に係る当該個別契約で定めるものとする。

2. 設置に係る業務が工事に当たる場合、パートナー及び当社は別途前項に定める個別契約において「工事請負特約条項」に定める条項を付加し履行するものとする。

3. 当社が請負う工事は建設業法及び建設業法施行令に定める「軽微な建設工事」に限られる。

4. 当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業務について実施しないものとする。

### 第 3 章 サブスクリプション

#### (サブスクリプション)

**第 33 条** パートナーは、パートナー又はパートナーの顧客が利用する製品やサービスごとに定められた利用規約に基づきパートナーが自ら利用する又はパートナーの顧客に利用させることができるものとし、当該利用について第 7 条(個別契約)第 1 項各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。

### 第 4 章 システムエンジニアリングサービス

#### 第 1 節 体制

#### (推進体制)

**第 34 条** パートナー及び当社は、個別契約締結後速やかに、本件業務推進のための連絡、確認を行う責任者その他の推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとする。なお、パートナーの顧客の推進体制は、パートナーが指導・確認し、当社に書面で通知するものとする。また、パートナーとパートナーの顧客を総称する場合、第 4 章、第 5 章において「パートナー等」という。

2. パートナー等及び当社は、本件業務に関する要請、指示等の受理、依頼等を行う場合、前項で定めた責任者を通じてのみ行うものとする。

3. パートナー等及び当社は、前項により定めた推進体制を変更する場合は、事前に相手方に対して書面をもって通知するものとする。

#### (協働と役割分担)

**第 35 条** パートナー等及び当社は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、当社の有する技術及び知識の提供とパートナー等によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、パートナー等及び当社双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、パートナー等及び当社双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

2. パートナー等及び当社双方による共同作業及び各自の分担作業は、個別契約においてその詳細を定めるものとする。

3. パートナー等及び当社は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対し

て責任を負うものとする。

#### (責任者)

**第36条** パートナー及び当社は、各個別契約締結後速やかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2. パートナー等及び当社は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。

#### (プロジェクトリーダー)

**第37条** パートナー及び当社は、各個別契約締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行うプロジェクトリーダー(以下「PL」という)を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該 PL を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2. パートナー等及び当社は、事前に書面により相手方に通知することにより、PL を変更できるものとする。

3. パートナー等及び当社は、第34条(推進体制)で定められた事項を除く、相手方との連絡、確認等は原則として PL を通じて行うものとする。

#### (業務従事者)

**第38条** 本件業務に従事する当社の従業員(以下「業務従事者」という)の選定については、当社が行う。

2. 当社は、本件業務遂行上、業務従事者がパートナー等の事務所等に立ち入る場合、パートナー等の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

#### (連絡協議会)

**第39条** パートナー及び当社は、個別契約が終了するまでの間、本件業務の進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他当該業務の推進のために必要な事項を協議するため、定期的に協議会を開催するものとする。なお、協議会の開催頻度については両当事者が別途協議の上、定めるものとする。

2. 前項の連絡協議会のほか、パートナー等及び当社は必要に応じて両者の協議会を行うことを相手方に要求できるものとする。

3. 当社は、必要に応じて、顧客(本件ソフトウェアの直接の利用者を含む)を前各項の協議会に出席させるようパートナーに対して要請できるものとする。

#### (プロジェクトマネジメントの責任)

**第40条** パートナーが、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として当社に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と当社の開発進捗管理及び調整等のプロジェクトマネジメントに係る事項については、パートナーがその責任を負うものとする。

2. パートナーが、前項のプロジェクトマネジメントを円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で当社の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、当社は個別契約に従い、パートナーのプロジェクトマネジメントに必要な協力をを行うものとする。

## 第2節 要件定義

#### (業務の実施)

**第41条** 当社は、第42条(個別契約の締結)所定の個別契約を締結の上、本件業務としてパートナー等が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、パートナー等による要件定義書の作成作業を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という)を提供する。

2. 当社は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、パートナー等の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言等の支援業務を行うものとする。

#### (個別契約の締結)

**第42条** パートナー及び当社は、要件定義作成支援業務について、第7条(個別契約)第1項記載の取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。

#### (要件定義検討会)

**第43条** パートナー等は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第39条(連絡協議会)所定の連絡協議会(以下本節において「要件定義検討会」という)を開催し、当社は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。

2. 当社も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、パートナーは、これに参加するものとする。

#### (要件定義書の確定)

**第44条** パートナー等が要件定義書の作成を完了した場合、パートナー及び当社は、個別契約において定める期間内に要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証としてパートナー当社双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。ただし、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、パートナーは、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、パートナー及び当社は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項によるパートナー当社双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。

3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第116条(変更管理手続)の手続によるものとする。

#### (業務の終了確認)

**第 45 条** 当社は、第 44 条（要件定義書の確定）に定める要件定義書の確定後当社の 10 営業日以内に、作業完了報告書を作成し、パートナーに提出する。

2. パートナーは、個別契約に定める期間（個別契約に定められていない場合はパートナーの 10 営業日以内とし、以下「要件定義作成支援業務終了の点検期間」という）内に、当該作業完了報告書の確認を行うものとする。

3. パートナーは、当該作業完了報告書の内容に疑義がない場合、検収書等に記名押印の上、当社に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。

4. 要件定義作成支援業務終了の点検期間内に、パートナーが書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、パートナーは要件定義作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

### 第 3 節 基本設計（準委任）

#### (業務の実施)

**第 46 条** 当社は、第 47 条（個別契約の締結）所定の個別契約を締結の上、本件業務としてパートナー等による基本設計書作成作業を支援するサービス（以下「基本設計書作成支援業務」という）を提供する。

2. 当社は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、パートナー等の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言等の支援業務を行うものとする。

#### (個別契約の締結)

**第 47 条** パートナー及び当社は、基本設計書作成支援業務について、第 7 条（個別契約）第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、基本設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。

#### (基本設計検討会)

**第 48 条** パートナー等は、基本設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、基本設計書作成について第 39 条（連絡協議会）所定の連絡協議会（以下本節において「基本設計検討会」という）を開催し、当社は、これに参加して基本設計書作成支援業務を実施するものとする。

2. 当社も、基本設計支援業務の実施のために必要と認めるときは、基本設計検討会を開催することができるものとし、パートナーは、これに参加するものとする。

3. 基本設計検討会における検討等により、パートナー等が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要があるときは、第 116 条（変更管理手続）の手続によるものとする。

#### (基本設計書の確認及び確定)

**第 49 条** パートナー等が基本設計書の作成を完了した場合、パートナー及び当社は、個別契約において定める期間（個別契約に

定められていない場合はパートナーの 10 営業日以内とし、以下「基本設計書の点検期間」という）内に基本設計書が、第 44 条

（要件定義書の確定）の規定により確定された要件定義書及び基本設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として、パートナーの責任者が基本設計書に記名押印するものとする。ただし、点検の結果、基本設計書が、第 44 条（要件定義書の確定）の規定により確定された要件定義書及び基本設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、パートナーは、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、パートナー当社は再度上記点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項によるパートナー当社双方の確認をもって、基本設計書は確定したものとする。

3. 第 1 項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 116 条（変更管理手続）の手続によるものとする。

#### (業務の終了確認)

**第 50 条** 当社は、第 49 条（基本設計書の確認及び確定）に定める基本設計書の確定後、当社の 10 営業日以内に、作業完了報告書を作成し、パートナーに提出する。

2. パートナーは、個別契約に定める期間（個別契約に定められていない場合はパートナーの 10 営業日以内とし、以下「基本設計書作成支援業務終了の点検期間」という）内に、当該作業完了報告書の確認を行うものとする。

3. パートナーは、当該作業完了報告書の内容に疑義がない場合、検収書等に記名押印の上、当社に交付し、基本設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。

4. 基本設計書作成支援業務終了の点検期間内に、パートナーが書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、パートナーは基本設計書作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

### 第 4 節 基本設計（請負）

#### (業務の実施)

**第 51 条** 当社は、第 52 条（個別契約の締結）所定の個別契約を締結の上、本件業務として第 44 条（要件定義書の確定）の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの基本設計書作成業務を行う。

2. 基本設計書作成業務の実施に際し、当社はパートナーに対して必要な協力を要請できるものとし、パートナーは当社から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

#### (個別契約の締結)

**第 52 条** パートナー及び当社は、基本設計書作成業務について、第 7 条（個別契約）第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、基本設計書作成業務に係る個別契約を締結する。

#### (基本設計検討会)

**第 53 条** 当社は、基本設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、基



本設計書作成について第 39 条（連絡協議会）所定の連絡協議会（以下本節において「基本設計検討会」という）を開催し、パートナーは、これに参加するものとする。

2. パートナーも、基本設計書作成のために必要と認めるときは、パートナーが基本設計検討会を開催することができるものとし、当社は、これに参加するものとする。

3. 基本設計検討会における検討等により、パートナー等が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要があるときは、第 116 条（変更管理手続）の手続によるものとする。

#### （基本設計書の納入）

**第 54 条** 当社は個別契約に定める期日までに、基本設計書及び作業完了報告書をパートナーに納入する。

#### （承認及び確定）

**第 55 条** パートナー等は、基本設計書の点検期間内に基本設計書が、第 44 条（要件定義書の確定）の規定により確定された要件定義書並びに基本設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証として、パートナーの責任者が検取書等に記名押印し、当社に交付するものとする。ただし、点検の結果、基本設計書が、第 44 条（要件定義書の確定）の規定により確定された要件定義書及び基本設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、当社は、協議の上定めた期限内に修正版を作成してパートナーに提示し、パートナーは再度上記点検、承認手続を行うものとする。

2. 基本設計書の点検期間内にパートナーが書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、パートナーは基本設計書の点検期間の満了をもって、基本設計書を承認したものとみなされる。

3. 前二項によるパートナーの承認をもって、基本設計書は確定したものとす。

#### （契約不適合責任）

**第 56 条** 第 55 条（承認及び確定）の確定後、基本設計書について要件定義書及び第 53 条（基本設計検討会）所定の基本設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り等、契約内容に適合していないことが発見された場合、パートナーは当社に対して当該不適合の修正を請求することができ、当社は、当該不適合を修正するものとする。ただし、当社がかかる修正責任を負うのは、第 55 条（承認及び確定）の確定後 12 ヶ月以内にパートナーから請求がなされた場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、基本設計書の修正に過分の費用を要するとき、当社は前項所定の修正責任を負わないものとする。

3. 第 1 項の規定は、契約不適合がパートナーの提供した資料等又はパートナーの与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、当社がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

## 第 5 節 ソフトウェア開発

#### （業務の実施）

**第 57 条** 当社は、第 58 条（個別契約の締結）所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき詳細設計から結合・総合テストまでのソフトウェア開発業務を行う。

2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、当社はパートナーに対して必要な協力を要請できるものとし、パートナーは当社から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

3. 結合・総合テストに付帯する環境構築を当該ソフトウェア開発業務に加えることができる。

#### （個別契約の締結）

**第 58 条** パートナー及び当社は、当該ソフトウェア開発業務について、第 7 条（個別契約）第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。

#### （納入物の納入）

**第 59 条** 当社はパートナーに対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の納入物を作成完了報告書とともに納入する。

2. パートナー等は、納入があった場合、第 60 条（本件ソフトウェアの検収）の定めに従い検査を行う。

3. 当社は、納入物の納入に際し、パートナー等に対して必要な協力を要請できるものとし、パートナー等は当社から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。

4. 納入物の滅失、毀損等の負担は、納入前については当社が、納入後についてはパートナーが、それぞれこれを負担するものとする。

#### （本件ソフトウェアの検収）

**第 60 条** 納入物のうち本件ソフトウェアについては、パートナー等は、検査期間（個別契約に定められていない場合、本条においてはパートナーの 10 営業日以内とする）内に検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。

2. パートナーは、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検取書等に記名押印の上、当社に交付するものとする。また、パートナーは、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、当社に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、当社は、協議の上定めた期限内に無償で修正してパートナーに納入し、パートナー等は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。

3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内にパートナーが書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。

4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。

## 第7節 環境設定・インストール・役務

### (契約不適合責任)

**第61条** 第60条(本件ソフトウェアの検収)の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致等、契約の内容に適合していないことが発見された場合、パートナーは当社に対して当該不適合の修正を請求することができ、当社は、当該不適合を修正するものとする。ただし、当社がかかる修正責任を負うのは、第60条(本件ソフトウェアの検収)の検収完了後12ヶ月以内にパートナーから請求された場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、納入物の修正に過分の費用を要するとき、当社は前項所定の修正責任を負わないものとする。

3. 第1項の規定は、契約不適合がパートナー等の提供した資料等又はパートナー等の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、当社がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

## 第6節 運用準備・移行支援・教育

### (業務の実施)

**第62条** 当社は、第63条(個別契約の締結)所定の個別契約を締結の上、本件業務としてパートナー等が行う、導入・受入支援、本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務及びその教育につき、パートナー等のために必要な支援(以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という)を行う。

2. 当社は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、パートナー等の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

### (個別契約の締結)

**第63条** パートナー及び当社は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第7条(個別契約)第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。

### (業務の終了確認)

**第64条** 当社は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了後当社の10営業日以内に、作業完了報告書を作成し、パートナーに提出する。

2. パートナー等は、個別契約に定める期間(個別契約に定められていない場合はパートナーの10営業日以内とし、以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間」という)内に、当該作業完了報告書の点検を行うものとする。

3. パートナーは、当該作業完了報告書の内容に疑義がない場合、検収書等に記名押印の上、当社に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。

4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間内にパートナー等が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

### (業務の実施)

**第65条** 当社は、第66条(個別契約の締結)所定の個別契約を締結の上、本件業務として環境設定及びインストール等の業務(以下「環境設定・インストール業務」という)を行う。

2. 環境設定・インストール業務の実施に際し、当社はパートナー等に対して必要な協力を要請できるものとし、パートナー等は当社から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

### (個別契約の締結)

**第66条** パートナー及び当社は、環境設定・インストール業務について、第7条(個別契約)第1項記載の取引条件を協議の上決定し、環境設定・インストール業務に係る個別契約を締結する。

### (業務の完了)

**第67条** 当社はパートナーに対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の業務を完了し作業完了報告書を提出する。

2. パートナー等は、作業完了報告があった場合、第68条(業務の検収)の定めに従い検査を行う。

3. 当社は、業務の完了に際し、パートナー等に対して必要な協力を要請できるものとし、パートナー等は当社から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。

### (業務の検収)

**第68条** 環境設定・インストール業務については、パートナー等は、検査期間(個別契約に定められていない場合、本条においてはパートナーの10営業日以内とする)内に検査し、個別契約に定める内容と合致するか否かを点検しなければならない。

2. パートナーは、環境設定・インストール業務が前項の検査に適合する場合、検収書等に記名押印の上、当社に交付するものとする。また、パートナーは、環境設定・インストール業務が前項の検査に合格しない場合、当社に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、当社は、協議の上定めた期限内に無償で修正してパートナーに納入し、パートナー等は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。

3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内にパートナーが書面で具体的な理由を明示して異議を述べないときは、環境設定・インストール業務は、本条所定の検査に合格したものとみなされる。

4. 本条所定の検査合格をもって、環境設定・インストール業務の検収完了とする。

### (契約不適合責任)

**第69条** 第68条(業務の検収)の検査完了後、個別契約に定める内容との不一致等、契約の内容に適合していないことが発見された場合、パートナーは当社に対して当該不適合の修正を請求することができ、当社は、当該不適合を修正するものとする。ただし、当社がかかる修正責任を負うのは、第68条(業務の検収)の

検収完了後 12 ヶ月以内にパートナーから請求された場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、納入物の修正に過分の費用を要するとき、当社は前項所定の修正責任を負わないものとする。
3. 第 1 項の規定は、契約不適合がパートナー等の提供した資料等又はパートナー等の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、当社がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

## 第 8 節 変更管理

### (仕様書等の変更)

**第 70 条** パートナー等又は当社は、システム仕様書、検査仕様書、第 71 条 (中間資料の承認) によりパートナーに承認された中間資料 (以下総称して「仕様書等」という) の内容についての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面 (以下「変更提案書」という) を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

2. 仕様書等の内容の変更を伴う場合、当該変更は第 116 条 (変更管理手続) によってのみこれを行うことができるものとする。

### (中間資料の承認)

**第 71 条** 当社は、中間資料のうち、当社が必要と認める部分を提示して、パートナーの承認を書面で求めることができる。

2. パートナーは、前項の承認請求を当社から受けた日からパートナーの 10 営業日以内 (以下「中間資料の点検期間」という) に行い、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、当社に交付するものとする。
3. パートナー等は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は第 115 条 (未確定事項の取扱い) で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的理由がある場合は、その具体的な理由を明示して当社に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。ただし、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、パートナーは合理的理由のない限り適時に第 2 項所定の点検結果を当社に交付するものとする。
4. パートナーは、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。
5. パートナー等又は当社は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。
6. パートナーから承認された中間資料の内容の変更を伴う場合、当該変更は第 116 条 (変更管理手続) によってのみこれを行うことができるものとする。

## 第 9 節 通則

### (資料等の提供及び返還)

**第 72 条** システムエンジニアリングサービスにおける資料等の

提供及び返還についての規定は、第 109 条 (資料等の提供及び返還) を準用する。この場合において、第 109 条中「パートナー」とあるのは、「パートナー等」と読み替えるものとする。

2. パートナー等及び当社は、前項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第 37 条 (プロジェクトリーダー) に定める PL 間で書面をもってこれを行うものとする。

### (資料等の管理)

**第 73 条** システムエンジニアリングサービスにおける資料等の管理についての規定は、第 110 条 (資料等の管理) を準用する。この場合において、第 110 条中「パートナー」とあるのは、「パートナー等」と読み替えるものとする。

### (納入物の所有権)

**第 74 条** 当社が本約款及び個別契約に従いパートナーに納入する納入物について、個別契約に特段の定めがない限り代金の完済時をもって、当社からパートナーへ所有権が移転される。

### (納入物の特許権・知的財産権等)

**第 75 条** 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等 (以下あわせて「発明等」という) に係る特許権その他の知的財産権 (特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く)、ノウハウ等に関する権利 (以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という) は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2. パートナー等及び当社が共同で行った発明等から生じた特許権等については、パートナー等及び当社の共有 (持分は貢献度に応じて定める) とする。この場合、パートナー及び当社は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
3. 当社は、第 1 項に基づき特許権等を保有することとなる場合、パートナー等に対し、パートナー等が本約款及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア (以下「特定ソフトウェア」という) が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。
4. パートナー等及び当社は、第 2 項、第 3 項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続 (職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等) を履践するものとする。

### (納入物の著作権)

**第 76 条** 納入物に関する著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む) は、パートナー等又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、当社に帰属するものとする。

2. パートナー等は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権

法第 47 条の 3 に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本約款及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。当社は、かかる利用について著作権者人格権を行使しないものとする。

#### (当社による納入物の再利用)

**第 77 条** 当社は、第 111 条 (秘密情報の取扱い) に反しない範囲において、当社が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。

2. 前項による利用には、有償無償を問わず当社が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。

#### (知的財産権侵害の責任)

**第 78 条** 本約款及び個別契約に従ったパートナー等による納入物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の産業財産権 (以下本条において「知的財産権」という) を侵害したとき、当社は第 124 条 (損害賠償) 所定の金額を限度として、パートナー等に対してかかる侵害によってパートナーに生じた損害 (侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む) を賠償する。ただし、知的財産権の侵害がパートナー等の責に帰する場合 (パートナー当社間で別段合意がない限り、第 79 条 (第三者ソフトウェアの利用) に定める第三者ソフトウェアに起因する場合を含む) はこの限りでなく、当社は一切責任を負わないものとする。

2. パートナーは、本約款及び個別契約に従ったパートナー等による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、速やかに書面でその旨を当社に通知するものとし、当社は、パートナーの要請に応じてパートナーの防御のために必要な援助を行うものとする。

#### (第三者ソフトウェアの利用)

**第 79 条** 当社は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、パートナー等に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。

2. パートナー等は、前項所定の当社の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。

3. 前項に基づいて、パートナー等が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、パートナー等は、パートナー等の費用と責任において、パートナー等と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び個別契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。ただし、当社が、当該第三者ソフトウェアをパートナーに利用許諾する権限を有する場合は、パートナー当社間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。

4. 当社は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、当社は、第 1 項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知

らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。ただし、前項ただし書の場合で、パートナー当社間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

#### (セキュリティ)

**第 80 条** 当社が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、パートナー及び当社は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、必要に応じて別途書面により定めるものとする。

## 第 5 章 保守

#### (ハードウェア保守サービス)

**第 81 条** 本約款におけるハードウェア保守サービスはサービス仕様書等 (以下「サービス仕様書」という) に規定するハードウェア保守サービスの内容を指す。ここでサービスの対象となる機器については個別契約に定めるものとし、サービス仕様書に記載されたサービスの内容に関する日程、代金 (代金の支払方法を含む)、各当事者の具体的な義務等については、個別契約に定めるものとする。

#### (ハードウェア保守サービスが適用されない場合)

**第 82 条** 次の各号に定める作業はハードウェア保守サービス対象外とし、当社が当該作業を行った場合には、パートナーは当社の請求に基づき、対象外サービス料を当社に払うものとする。また、当該保守作業については、保守サービス期間の開始日前においても有償とする。

- (1) パートナー等の機器使用操作上の誤りに起因する障害の修復。
- (2) パートナー等の故意、又は過失により生じた障害の修復。
- (3) 天災地変、その他、パートナー等及び当社いずれの責にも帰することのできない事由による障害の修復。
- (4) パートナー等が機器を改造し、又は仕様を変更したことにより、生じた障害の修復。
- (5) オーバーホール又はこれに準ずる作業。
- (6) 機器の撤去、解体、移設調整等の作業。
- (7) 機器の仕様変更及び改造に伴う作業。
- (8) プリンタヘッド、ディスプレイ (LCD)、HDD/SSD、バッテリーパック、ファン、キーボード、AC アダプター、マウス、リチウム電池 (時計バックアップ用) 等の有償寿命部品の交換。
- (9) 当社の定める休業日及び対応時間帯以外の復旧支援。

#### (ソフトウェア保守サービス)

**第 83 条** 本約款におけるソフトウェア保守サービスとはサービス仕様書に規定するソフトウェア保守サービス記載の内容を指す。サービス仕様書に記載されたサービス内容に関する、日程、代金 (代金の支払方法を含む)、各当事者の具体的な義務等については、個別契約に定めるものとする。

#### (ソフトウェア保守サービスが適用されない場合)

**第 84 条** 次の各号に定める作業はソフトウェア保守サービスの

対象外とし、当社は一切責任を負わないこととする。

- (1) 当社がインストールしたソフトウェア以外の復旧支援。
- (2) パートナー等の故意、又は過失により生じた障害の修復支援。
- (3) 天災地変、その他、パートナー等及び当社いずれの責にも帰することのできない事由による障害の修復支援。
- (4) 機器の追加、交換、撤去、解体、移設調整等に起因する復旧支援。
- (5) 当社の定める休業日及び対応時間帯以外の復旧支援。

#### (ライセンス製品・パッケージ製品)

**第 85 条** 当社はパートナーに対し、ライセンス製品・パッケージ製品の保守について、保守業務に係るサービス期間、ライセンス数、委託料を個別契約に定めるものとし、サービスの内容はサービス仕様書に規定するライセンス製品・パッケージ製品サービスの内容を指すものとする。

2. ライセンス製品・パッケージ製品にライセンス契約書又はライセンス証書、約款等が付属する場合は、そのライセンス契約書又はライセンス証書、約款等に定義されている使用条件が、本約款よりも優先するものとする。

#### (リモート保守による運用支援)

**第 86 条** リモート保守による運用支援について、当社に、パートナーに対し、個別契約に保守業務に係るサービスの内容を定めるものとする。

#### (リモート保守の運用方法)

**第 87 条** リモート保守は、パートナー等のコンピュータの情報にアクセス、若しくは操作等を行う場合がある。そのため、パートナー等は事前に以下の作業を行わなければならない。

- (1) 重要なデータ・プログラム等を外部記憶装置・媒体等へ事前にバックアップを行う。(原則当社では、バックアップ取得の操作代行は、行わないものとする。)
- (2) デスクトップ上に表示されている秘密であるおそれのある情報(個人名が書かれたスケジュールや付せん形式のソフトウェア等)を非表示にする。
2. 当社はパートナー等の同意の下、リモート保守各機能を使用するものとする。パートナー等は、リモート保守作業に対し、いつでも中止を要請することができる。その場合、当社はリモート保守を直ちに中止するものとする。
3. リモート保守範囲は、個別契約に基づくものとする。パートナー等のサポート依頼内容がサポート範囲を超えると当社が判断した場合、対応を行わない、又は有償対応になる場合があるものとする。
4. リモート保守で使用する機能は、以下のとおりとする。
  - (1) 共有機能(画面を確認する機能)
  - (2) リモート操作(マウス及びキーボードをリモートにて操作する機能)
  - (3) データ分析(コンピュータ・ハードウェアやOS等全般的な情報を一覧表示、確認する機能)
  - (4) ファイル送信・受信(コンピュータにデータを送信・受信する機能)

5. 当社は、問題点確認・データ破損等について、パートナー等のデータの受取を、パートナー等の承諾を得た上で行えるものとする。

6. 当社は、パートナー等にリモート保守実施のためコンピュータ操作の協力をするものとする。また、パートナー等は、原則作業中は必ずコンピュータの前に立会い、当社の作業の協力をしなければならない。

7. 本約款で指定していない運用方法については、当社が指定するものとする。

#### (リモート経費の負担)

**第 88 条** パートナー等側において、リモート保守で発生する通信費用は全てパートナー等の負担とする。

#### (リモート保守について最善留意事項)

**第 89 条** リモート保守の実施により、パートナー等のシステムに不具合が生じた場合、パートナー等のシステム障害が予見できないものである場合又はパートナーのバックアップの未実施による損失である場合、当社は責任を負わないものとする。ただし障害が当社の故意又は重過失によることが明らかな場合は、この限りでない。

2. 前項の責任は、パートナー等が取得しているバックアップ内容についてシステム復旧作業を実施することに限られ、損害賠償責任は負わないものとする。

#### (役割分担)

**第 90 条** パートナー等及び当社は、個別契約に保守業務に係る役割分担を定めるものとする。

#### (保守業務の実施及びパートナーの協力)

**第 91 条** 当社は、本約款及び個別契約に従い、保守業務を実施するものとする。パートナー等は、当社が保守業務を行うにあたり、個別契約に定められたパートナー等の作業を誠実に実施するとともに、当社による保守業務の実施に必要な協力を行うものとする。

2. パートナー等及び当社は、パートナー自らの事業又は業務の変化若しくは変更が保守業務の内容に影響しうるものであることを理解し、パートナー等は、保守業務に影響しうる当該変化又は変更が生ずる場合は、想定される影響内容を事前に当社に通知するものとし、パートナー等及び当社は係る影響内容等の詳細について協議するものとする。なお、当該協議の結果、保守業務の内容の変更を要する場合は、第 116 条(変更管理手続)によるものとする。

3. 当社が保守業務をパートナー等の工場、事務所等の事業所において実施する必要がある場合、パートナー等は当社に対して当該事業所への立入を認めるものとし、パートナー等は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、パートナー等及び当社協議の上、本約款及び個別契約に定める条件に従い、当社に提供するものとする。

#### (障害発生時の対応手順等)

**第 92 条** 保守業務の内容に応じて、保守業務の対象となるパー

トナー等のシステムに関連して不具合等の障害が発生したときのパートナー当社両者の緊急連絡体制等の取り決めが必要となる場合、パートナー及び当社は協議の上、別途書面により当該緊急連絡体制その他必要な事項を取り決めるものとする。

#### (一時停止)

**第 93 条** 当社は、次の各号の場合には保守業務の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとする。

- (1) 第 123 条 (不可抗力) 第 1 項各号に該当する事態により保守業務の遂行が不能となったとき
- (2) 保守業務の用に供する建物、通信回線、電子計算機その他の設備の保守、工事その他やむを得ない事由があるとき
- (3) 保守業務の対象となっているパートナー等の設備 (ハードウェア及びソフトウェアを含む) が不具合等により停止したとき
- (4) 保守業務において、又は保守業務の対象に、電気通信事業者が提供する電気通信がある場合、当該電気通信が中断・中止したとき
- (5) パートナー及び当社が別途合意した事由に基づく場合

2. 前項の場合、当社は、その事由の発生後直ちに保守業務を停止する時期及びその期間(ただし、可能な限り)をパートナーに対し通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後相当期間内の通知をもって足りるものとする。

#### (保守業務の中止)

**第 94 条** 当社は、パートナーにつき次の各号の事由が生じたときは、当該事由が解消するまでの間、保守業務を中止することができるものとする。

- (1) パートナーが委託料の支払いを遅滞し当社の催告にもかかわらず延滞が解消されないとき
- (2) パートナーが本約款の各条項に違背したとき
- (3) 前二号のほか、パートナー等の責に帰すべき事由により当社の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき

2. 前項の場合、当社は、その事由の発生後直ちに保守業務を中止した旨パートナーに対し通知するものとする。

#### (パートナーによる監査)

**第 95 条** パートナーは、保守業務の履行状況につき、監査の申し入れができるものとし、当社はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、調査費用はパートナーの負担とし、調査の対象事項及び方法の詳細についてはパートナー当社間が別途協議の上定めるものとする。また、当該監査への対応において当社が委託料で賄えない費用を要する場合、当該費用はパートナーの負担とする。

#### (使用地域の制限)

**第 96 条** パートナー等は、本件システムのハードウェア保守サービス及びソフトウェア保守サービスを日本国内においてのみ利用できるものとする。

#### (製造打ち切り、保守部品提供の中止の際の取扱い)

**第 97 条** 当社は、本件システムを構成するハードウェアの製造会社 (以下「ハードウェアメーカー」という) が以下の行為のいずれかを行った場合、パートナーに対し、当該ハードウェア自体をパートナーの費用負担にて交換することを請求することができるものとする。

- (1) ハードウェアメーカーが本件システムを構成するハードウェアの製造を打ち切り、その後 5 年が経過した場合
  - (2) ハードウェアメーカーが本件システムを構成する保守部品の提供を中止した場合
2. パートナーが当社の請求後 90 日以内に前項のハードウェア自体の交換を行わない場合、当社は、当該ハードウェアを保守業務の対象から外すことができるものとする。

#### (老朽化装置の取扱い)

**第 98 条** 当社は、本件システムを構成するハードウェアの保守部品がハードウェアメーカーの定める耐久期間を超えたことにより本件システムの正常な運用の維持が不可能であると判断した場合、パートナーに対し、当該保守部品をパートナーの費用負担にて交換することを請求することができるものとする。パートナーが当該要求後 90 日以内に交換を行わない場合、当社は、当該保守部品をハードウェア保守業務の対象から外すことができるものとする。また、請求期間中にハードウェアメーカーの保守部品提供が中止された場合は請求を無効とし、ハードウェア保守業務の対象から外すことができるものとする。

#### (部品の取得不能時の取扱い)

**第 99 条** 当社は本約款及び個別契約の有効期間中であっても、機器が製造中止となり、又は機器用部品の入手が困難となったこと等により保守用部品の確保ができなくなった場合には、パートナーに対して 90 日以上事前通知を行うことにより、個別契約を将来に向かって解約することができるものとする。また、このことによりハードウェア保守業務が実施できない場合であっても、当社はその責任を一切負わない。なお、当該事態が発生した月の末日をもって当該契約は自然に終了するものとする。

#### (ソフトウェアのサポート打ち切り等の取扱い)

**第 100 条** 当社は、本件システムを構成するソフトウェアの製造会社が、本件システムを構成するソフトウェアのサポートを中止した場合、当該ソフトウェア自体の安定稼働及び保守の継続について検討の上、保守の継続が困難になるおそれがあるときは、パートナーに対しその内容を提示の上、個別契約の見直しをパートナーと交渉することができるものとする。

2. パートナーは、当社の請求に応じて、30 日以内に契約条件の見直し交渉に応じるものとする。なお、請求期間中にソフトウェアのサポートが中止となった時点で、パートナー又は当社は個別契約を解約できるものとする。

#### (交換部品の所有権)

**第 101 条** パートナーは、保守業務の履行に伴い交換された部品の権利を当社に無償で譲渡するものとする。

#### (設置場所の変更)

**第 102 条** パートナーは、予め通知した本件システムの設置場所を変更する場合、当社に対し、変更後の設置場所及び変更日を変更の 30 日前までに書面により通知するものとする。

#### (設置場所の整備)

**第 103 条** パートナー等は、保守業務の対象となる本件システムを構成するハードウェアのハードウェアメーカーが定める使用環境条件（入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界及び磁界、接地条件、対象製品に有害な塩基及び有機酸ガス、メンテナンスエリア等）を本件システムの設置場所において常に整備し、維持するものとする。

#### (不具合の調査費用)

**第 104 条** 保守業務の対象となる本件システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに不具合が生じた場合、当該不具合に対する調査費用は、原則として保守サービス料金に含まれるものとする。

2. 前項にかかわらず、当該不具合がパートナー等の帰責事由により発生したことが判明した場合、又は保守業務の対象となる本件システムを構成しないハードウェア、ソフトウェアが原因で保守業務の対象となる本件システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに不具合が生じた場合の調査費用は、別途パートナーが負担するものとする。

#### (資料等の提供及び返還)

**第 105 条** 保守業務における資料等の提供及び返還についての規定は、第 109 条（資料等の提供及び返還）を準用する。この場合において、第 109 条中「本件業務」とあるのは、「保守業務」と読み替えるものとする。

#### (資料等の管理)

**第 106 条** 保守業務における資料等の管理についての規定は、第 110 条（資料等の管理）を準用する。この場合において、第 110 条中「本件業務」とあるのは、「保守業務」と読み替えるものとする。

#### (蓄積情報の管理)

**第 107 条** 保守業務の遂行の過程で、当社のデータセンターその他当社の事業所内においてパートナー等の情報が蓄積、保管される場合、当社は、第 105 条（資料等の提供及び返還）及び第 106 条（資料等の管理）に定める資料等に準じて取り扱うか、又は別途パートナー当社協議の上、当該情報の取扱いに関する規則を定めるときは当該規則に従い取り扱うものとする。

#### (本件システムにおけるパッケージソフトウェアの保守対象外)

**第 108 条** 当社は、本件システムを構築するために利用されたパッケージソフトウェア（本条においてクラウドサービス、SaaS 及び、ASP を含む）の固有の不具合については保守業務を行わないものとする。パートナーは、パッケージソフトウェアの固有の不具合及び保守については、パッケージソフトウェアの使用許諾書等に従うものとする。

## 第 6 章 一般条項

#### (資料等の提供及び返還)

**第 109 条** パートナーは当社に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2. 前項に定めるもののほか、当社からパートナーに対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、パートナー当社協議の上、各個別契約に定める条件に従い、パートナーは当社に対しこれらの提供を行う。

3. 本件業務遂行上、パートナーの事務所等で当社が作業を実施する必要がある場合、パートナーは当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む）を、パートナー当社協議の上、各個別契約に定める条件に従い、当社に提供するものとする。

4. パートナーが前各項より当社に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲等の提供遅延によって生じた当社の本件業務の履行遅滞、納入物の契約不適合等の結果については、当社はその責を免れるものとする。

5. パートナーから提供を受けた資料等（第 110 条（資料等の管理）第 2 項による複製物及び改変物を含む）が本件業務遂行上不要となったときは、当社は遅滞なくこれらをパートナーに返還又はパートナーの指示に従った処置を行うものとする。

#### (資料等の管理)

**第 110 条** 当社はパートナーから提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2. 当社はパートナーから提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

#### (秘密情報の取扱い)

**第 111 条** パートナー及び当社は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭、映像その他の無形の形態により秘密である旨を示して開示した情報で開示後、開示を受けた者の 10 営業日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、パートナー及び当社は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本約款及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3. パートナー及び当社は、秘密情報について、本約款及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本約款及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

4. パートナー及び当社は、秘密情報を、本約款及び個別契約の目的のために知る必要のある各自（本約款及び個別契約に基づき当社が再委託する場合の再委託先を含む）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本約款及び個別契約に基づきパートナー及び当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。

5. 秘密情報の提供及び返却等については、第 109 条（資料等の提供及び返還）を準用する。

6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、第 112 条（個人情報）の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

7. 本条の規定は、個別契約においては検収後 5 年間存続するものとし、本約款においては契約終了後 5 年間存続するものとする。

#### （個人情報）

**第 112 条** 当社は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際してパートナーより取扱いを委託された個人データ（法に規定する個人データをいう。以下同じ）及び本件業務遂行のため、パートナー当社間で個人データと同等の安全管理措置（法に規定する安全管理措置をいう）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という）を第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、パートナーは、個人情報を当社に提示する際にはその旨明示するものとする。また、パートナーは、パートナーの有する個人情報を当社に提供する場合、個人が特定できないよう加工した上で、当社に提供しよう努めるものとする。

2. 当社は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3. 当社は、個人情報について、本約款及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本約款及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前にパートナーから書面による承諾を受けるものとする。

4. 個人情報の提供及び返却等については、第 109 条（資料等の提供及び返還）を準用する。

5. 第 20 条（再委託）第 1 項の規定にかかわらず、当社はパートナーより委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。ただし、当該再委託につき、パートナーの事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### （商標）

**第 113 条** パートナーは、製品に貼付された商標は剥離・汚損・破棄せずそのまま販売するものとし、これ以外の商標等を貼付することはできないものとする。

2. パートナーは、当社又は他社製品の商標を、宣伝・販売促進資料・新聞発表その他に使用する場合には、第三者の商標である旨の表示をするものとし、事前に当社の承諾を得るものとする。

#### （契約内容の変更）

**第 114 条** 個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前にパートナー当社協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

#### （未確定事項の取扱い）

**第 115 条** パートナーは、当社が本件業務を遂行するのに必要な事項を、パートナーのやむを得ない事情により確定して提示することができない場合、パートナーは、当該未確定事項の内容とその確定予定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合にパートナーがこれを受け入れること、その他必要となる事項をパートナーが確認の上、パートナー当社記名押印した書面を作成することにより、パートナーは、当該未確定事項の確定後、当社に対して確定した要件定義書、基本設計書の追完、修正の業務を請求することができるものとする。この場合、パートナーは未確定事項が確定したときは直ちに当社にその内容を書面で提示するとともに、必要となる要件定義書又は基本設計書の追完又は修正の業務を速やかに当社に請求するものとする。

2. パートナーによる追完又は修正の請求は、第 116 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。

#### （変更管理手続）

**第 116 条** パートナー又は当社は、相手方から第 6 条（適用範囲・完全合意）、第 20 条（再委託）、第 44 条（要件定義書の確定）、第 48 条（基本設計検討会）、第 49 条（基本設計書の確認及び確定）、第 53 条（基本設計検討会）、第 70 条（仕様書等の変更）、第 71 条（中間資料の承認）、第 115 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書等を受領した場合、当該受領日から受領者の 10 営業日以内に、次の事項を記載した書面（以下「変更管理書」という）を相手方に交付し、パートナー及び当社は、第 39 条（連絡協議会）所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。

(1) 変更の名称

(2) 提案の責任者

(3) 年月日

(4) 変更の理由

(5) 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項

(6) 変更のために費用を要する場合はその額

(7) 検討期間を含めた変更作業のスケジュール

(8) その他変更が本約款及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響

2. 第 1 項の協議の結果、パートナー及び当社が変更を可とする場合は、パートナー当社双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ）を承認の上、記名押印するものとする。

3. 前項によるパートナー当社双方の承認をもって、変更が確定するものとする。ただし、本約款及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、パートナー及び当社は速やかに変更管理書に従い、第 114 条（契約内容の変更）に基づき変更契約を締結したときをもって変更が確定するものとする。



4. 当社は、パートナーから中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。

#### (変更の協議不調に伴う契約終了)

**第117条** 第116条(変更管理手続)の協議の結果、変更の内容が作業期間又は納期、委託料及びその他の契約条件に影響を及ぼす等の理由により、パートナーが個別契約の続行を中止しようとするときは、パートナーは当社に対し、中止時点まで当社が遂行した個別業務についての委託料の支払い及び次項の損害を賠償した上、個別業務の未了部分について個別契約を解約することができる。

2. パートナーは、前項により個別業務の未了部分について解約しようとする場合、解約により当社が出捐すべきこととなる費用その他当社に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (製品における第三者権利の侵害)

**第118条** 契約及び個別契約に基づき提供された当社製品が、第三者の特許権・実用新案権・著作権等を侵害するものとして、第三者からパートナーに対して請求がなされた場合、当社は、パートナーが次の全ての条件を満たす限り、自己の費用でパートナーを防御し、裁判所で確定した損害賠償額及び費用(弁護士費用を含む)を負担するものとする。

(1) パートナーが当社に、速やかに請求の事実並びに内容を書面で通知すること

(2) 防御並びに関連する和解交渉等について、全ての権限を当社に与え、また全面的に当社に協力すること

2. 本約款及び個別契約に基づき提供された他社製品が、第三者の特許権・実用新案権・著作権等を侵害するものとして、第三者からパートナーに対して請求がなされた場合、当社は、パートナーが前項の全ての条件を満たす限り、当該製品の調達先に対して、調達先自身の費用でパートナーを防御し、裁判所で確定した損害賠償額及び費用を負担するよう働きかける努力をするものとする。

3. 本条は、製品に関する特許権・実用新案権・著作権等の侵害に関する当社の責任の全てを規定したものとする。

#### (第三者からの請求)

**第119条** 当社は、法律上当社が負うべき事由により、第三者からパートナーに対してなされる請求に対して、パートナーを防御し、通常の直接損害に対する賠償及び弁護士費用を含むその他の費用を第124条(損害賠償)の責任範囲内でパートナーに賠償するものとする。ただし、本約款及び個別契約に別段の定めがある場合を除き、またパートナーが速やかに当社にその旨を通知し、かつ当社が当該請求に関する防御又は関連する和解交渉について、全面的な権限を持つ場合に限るものとする。

2. パートナーは、パートナーの行為に起因して第三者から当社に対してなされるいかなる請求に対しても当社を防御し、かつ当社が支払った損害賠償額並びに弁護士費用を含むその他の費用を賠償するものとする。

#### (解除)

**第120条** パートナー及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本約款、個別契約及びその他パートナー当社間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本約款又は個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらずこれを是正しないとき

(2) 約定の期間内に個別契約を履行する見込みがないと認められるとき

(3) 仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受け、又はそれらの恐れがあると認められるとき

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算等の申立てがあったとき、又はそれらの手続開始後の要件に該当する事由があると認められるとき

(5) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又はその振出、保証、裏書、引受をした手形若しくは小切手が不渡りになったとき

(6) 重要な事業の停止、廃止、譲渡又は解散(合併による消滅の場合を含む)の決議をしたとき

(7) 合併その他の組織再編又は株主構成若しくは役員の変動等により実質的支配関係が変化したとき

(8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、若しくは監督官庁等から営業許可の取消又は営業停止の処分を受け、又はその恐れが生じたとき

(9) 重大な契約違反、背信行為、法令違反又は法令違反のおそれがあったとき

(10) 第121条(反社会的勢力の排除)に違反し、又は同条の表明保証に反する事実が発覚(報道等その疑いが生じた場合においては、当該事実がないことの客観的な証明ができない場合を含む)したとき

(11) 相手方との他の契約について解除事由が生じたとき

(12) 財産状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき

(13) 上記各号のいずれかに準ずる事由その他本約款の継続を困難とする事由が発生したとき

2. パートナー又は当社は、前項各号のいずれかに該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、何らの催告なく相手方一切の債務を直ちに弁済しなければならない。

3. パートナー又は当社が、第1項各号のいずれかに該当したことによって相手方が損害を被ったときは、当該相手方は、同項に基づき契約を解除したか否かを問わず、第一項各号のいずれかに該当した当事者に対しその損害の賠償を請求することができる。

4. パートナーが第一項各号のいずれかに該当したことによって、又は目的物に関し苦情を申し立て、理由の如何を問わず目的物の代金を期限内に支払わない恐れがあるときは、当社は、パートナー当社間の全ての個別契約に基づく目的物の一部若しくは全部の納入を停止し、又は中止することができる。

#### (反社会的勢力の排除)

**第121条** パートナー及び当社は、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を

経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、これを保証するものとする。

(1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. パートナー及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、これを保証する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. パートナー及び当社は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要しないで、直ちに本約款及び個別契約を解除することができるものとする。

4. パートナー及び当社は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

#### (危険負担)

**第 122 条** パートナー、パートナーの顧客及び当社いずれの責に帰することができない事由によって本件業務を履行することができなくなったときは、パートナーは代金支払い義務を免れるものとする。ただし、本件業務の引渡し以後に、パートナー当社双方の責に帰することのできない事由により契約内容を履行できなくなった場合、パートナーは代金支払いを拒むことができない。

2. パートナー又はパートナーの顧客の責に帰すべき事由によって本件業務を履行することができなくなったときは、パートナーは代金支払いを拒むことができない。

#### (不可抗力)

**第 123 条** 本約款及び個別契約上の義務が、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞若しくは不履行となったときは、パートナー当社双方、本約款及び個別契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

(1) 天災地変（地震、津波、洪水、台風、火山噴火、落雷、感染症、

伝染病等）

(2) 社会的事変（戦争、暴動、内乱、テロ等）

(3) 争議行為（ストライキ、ロックアウト、ボイコット等）

(4) 法令・規則の改廃・制定

(5) 公権力による命令・処分

(6) 火災、爆発

(7) 公共インフラの崩壊、資材・資源の不足

(8) 輸送機関や倉庫業者等の保管中事故

(9) その他前各号に準ずる、当事者の制御できない同様の出来事

2. 前項の事態が発生したとき、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3. 不可抗力による契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

4. 不可抗力が90日以上継続した場合は、パートナー及び当社は、相手方に対する書面による通知にて本約款及び個別契約を解除することができる。

5. 本条の規定は、支払債務からいずれの当事者も解放しないものとする。

#### (損害賠償)

**第 124 条** パートナー及び当社は、本約款及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、第3項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。ただし、納入物の契約不適合による損害については、パートナーは、当該不適合が当社の責に帰すべき事由により修正されず、かつ、不適合の修正に代わる合理的な代替措置の提供がなされなかったことにより損害を被った場合に限り、当社に対してこれを請求することができる。

2. 前項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日又は業務の終了確認日から12ヶ月間が経過した後は行うことができない。

3. 第1項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、パートナー又は当社の責に帰すべき事由の原因となった個別契約に定める委託料相当額を限度とする。

4. パートナー及び当社は、予見の有無を問わず特別の事情による損害、逸失利益、データ・プログラム等無体物の損害及び第三者からの損害賠償請求に基づく相手方の損害（第78条（知的財産権侵害の責任）及び第117条（第三者からの請求）を除く。）について、責任を負わないものとする。

#### (輸出関連法令の遵守)

**第 125 条** パートナーは、当社から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。

#### (契約終了後の措置)

**第 126 条** 本約款終了後においても、第30条（知的財産権の帰

属)、第 76 条 (納入物の著作権)、第 112 条 (個人情報)、第 124 条 (損害賠償) 並びに、本約款終了後もその性質上残存すべき債務は、本約款の終了後においても引き続き有効に存続するものとし、第 111 条 (秘密情報の取扱い) は本契約の終了後においても同条第 7 項に定める期間は引き続き有効に存続する。

#### (権利義務譲渡の禁止)

**第 127 条** パートナー及び当社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本約款及び個別契約上の地位を第三者に承継させ、又は本約款及び個別契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

#### (和解による紛争解決)

**第 128 条** 本約款に関し、パートナー当社間に紛争が生じた場合、パートナー及び当社は、第 130 条 (合意管轄) 所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第 39 条 (連絡協議会) に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。

2. 前項所定の連絡協議会における協議でパートナー当社間の紛争を解決することができない場合、第 130 条 (合意管轄) に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから受領者の 10 営業日以内に東京都において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。

3. 前項所定のパートナー及び当社の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、パートナー及び当社は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成 16 年法律第 151 号) 第 2 条第 3 号に定める認証紛争解決手続であって東京都において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通じた和解による解決を図るものとする。

4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、パートナー及び当社は、第 130 条 (合意管轄) 所定の紛争解決手続をとることができる。

#### (準拠法)

**第 129 条** 本約款及び個別契約は日本法に準拠する。国際物品売買契約に関する国際連合条約 (ウィーン売買条約) は、本約款及び個別契約には適用されない。

#### (合意管轄)

**第 130 条** 本約款及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (協議)

**第 131 条** 本約款及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従いパートナー当社協議し、円満に解決を図るものとする。

#### (約款の変更)

**第 132 条** 当社は、本約款を変更することがあり、その場合は変更後の約款の条項に従うものとする。

2. 当社からパートナーに対する本約款の変更の通知は、別段の定めがない限り、パートナーが当社所定の手続きにより当社に通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法又は当社所定の WEB サイトに掲載する方法又は書面による通知をする方法のいずれかにより行うものとする。

3. 当社がパートナーに対して前項の方法により通知した場合において、当該通知がパートナーに達しなかったとしても、当社の責めに帰すべき事由を除き、当社は、当該不到達に起因して発生した損害について一切の責任を負わないものとする。

以上

制定 2023 年 7 月 21 日

改定 2024 年 7 月 21 日

株式会社内田洋行 IT ソリューションズ

パートナー取引基本約款(■V01L02)新旧比較表

条番号	条タイトル	【新】パートナー取引基本約款(■V01L02)	【旧】パートナー取引基本約款(■V01L01)	改訂理由
8	注文書による個別契約の成立	第8条(注文書による個別契約の成立) 個別契約は、パートナーが第7条(個別契約)第1項の取引条件を記載した注文書を当社に対して交付し、当社がこれを承諾することにより成立するものとする。 2. 当社が注文書を受領してから当社の7営業日以内に当社から承諾の通知が無い場合、当社が承諾したものとする。 3. パートナーは当社から届出された送付先へ注文書を送付するものとする。ただし、当社は送付先を変更した場合、パートナーに対し送付先の変更届を提出するものとする。 4. 個別契約を変更する場合、パートナーは別途変更注文書を当社に交付するものとする。なお、変更された個別契約の成立は、前各項に準ずるものとする。	第8条(注文書による個別契約の成立) 個別契約は、パートナーが第7条(個別契約)第1項の取引条件を記載した注文書を当社に対して交付し、当社がこれを承諾することにより成立できるものとする。 2. 当社が注文書を受領してから当社の7営業日以内に当社から承諾の通知が無い場合、当社が承諾したものとする。 3. パートナーは当社から届出された送付先へ注文書を送付するものとする。ただし、当社は送付先を変更した場合、パートナーに対し送付先の変更届を提出するものとする。 4. 個別契約を変更する場合、パートナーは別途変更注文書を当社に交付するものとする。なお、変更された個別契約の成立は、前各項に準ずるものとする。	・表現の見直しのため、改訂しました。
9	有効期間	第9条(有効期間) 本約款の有効期間は、本約款に基づいた個別契約締結日から1年間とする。ただし、本約款に基づく個別契約が有効である場合、当該個別契約が存続する限りにおいて本約款も有効とする。 2. 本約款有効期間満了の3か月前までにパートナー当社いずれからも別段の意思表示がない限り、同一条件をもって更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。	第9条(有効期間) 本約款の有効期間は、本約款に基づいた個別契約締結日から1年間とする。ただし、本約款に基づく個別契約が有効である場合は本約款も有効とする。 2. 本約款有効期間満了の3か月前までにパートナー当社いずれからも別段の意思表示がない限り、同一条件をもって更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。	・表現を具体的にするため、改訂しました。
10	販売方式・販売条件	第10条(販売方式・販売条件) 当社の行なう販売方式は次のとおりとする。 (1) 仕切販売方式 パートナーが当社より製品を購入し、自己の名と責任において顧客に当該製品を販売するもの。 (2) 手数料販売方式 パートナーの販売活動により、当社又は当社の指定する者が顧客と直接契約を締結し製品を販売し、当社が製品を顧客に納入・代金回収後に当社の定める手数料をパートナーに支払うもの。 2. 当社の行なう販売方式は、原則として前項1号の仕切販売方式とするが、当社の判断により事前にパートナーと協議の上、前項2号の手数料販売方式とすることができるものとする。	第10条(販売方式・販売条件) 当社の行なう販売方式は次のとおりとする。 (1) 仕切販売方式 パートナーが当社より製品を購入し、自己の名と責任において顧客に当該製品を販売するもの。 (2) 手数料販売方式 パートナーの販売活動により、当社又は当社の指定する者が顧客と直接契約を締結し製品を販売し、当社が製品を顧客に納入・回収後に当社の定める手数料をパートナーに支払うもの。 2. 当社の行なう販売方式は、原則として前項1号の仕切販売方式とするが、当社の判断により事前にパートナーと協議の上、前項2号の手数料販売方式とすることができるものとする。	・表現を具体的にするため、改訂しました。
23	納入	第23条(納入) 当社は、個別契約に定められた製品を納入期限までに、同じく個別契約に定められた設置場所に納入するものとする。	第23条(納入) 当社は、個別契約に定められた納入期限までに、同じく個別契約に定められた設置場所に納入するものとする。	・目的語を明確にするため、改訂しました。
30	知的財産権の帰属	第30条(知的財産権の帰属) 製品に関する著作権、産業財産権その他の知的財産権は、当社又はその他の権利者に帰属し、パートナー、パートナーの顧客及びパートナーの販売店に移転しないものとする。	第30条(知的財産権の帰属) 製品に関する著作権、産業財産権その他の知的財産権は、当社又はその他の権利者に帰属し、パートナーに移転しないものとする。	・表現を具体的にするため、改訂しました。
32	運賃・設置費等	第32条(運賃・設置費等) 製品納入に伴う運賃及び設置費については、当該個別業務に係る当該個別契約で定めるものとする。 2. 設置に係る業務が工事に当たる場合、パートナー及び当社は別途前項に定める個別契約において「工事請負特約条項」に定める条項を付加し履行するものとする。 3. 当社が請負う工事は建設業法及び建設業法施行令に定める「軽微な建設工事」に限られる。 4. 当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業務について実施しないものとする。	第32条(運賃・設置費等) 製品納入に伴う運賃及び設置費については、当該個別業務に係る当該個別契約で定めるものとする。 2. 設置に係る業務が工事に当たる場合、パートナー及び当社は別途「工事請負特約条項」に定める条項を付加し履行するものとする。 3. 当社が請負う工事は建設業法及び建設業法施行令に定める「軽微な建設工事」に限られる。	第32条第2項 ・表現を具体的にするため、改訂しました。 第32条第4項 ・弊社では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく免許を所持してならず、廃棄等の業務を実施できないことから、明確にするために追記しました。
33	サブスクリプション	第33条(サブスクリプション) パートナーは、パートナー又はパートナーの顧客が利用する製品やサービスごとに定められた利用規約に基づきパートナーが自ら利用する又はパートナーの顧客に利用させることができるものとし、当該利用について第7条(個別契約)第1項各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。	第33条(サブスクリプション) パートナーは、パートナー又はパートナーの顧客が利用する製品やサービスごとに定められた利用規約に基づきパートナーが自ら利用する又はパートナーの顧客に利用させることができるものとし、当該個別業務について第7条(個別契約)第1項各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。	・表現の見直しのため、改訂しました。
53	基本設計検討会	第53条(基本設計検討会) 当社は、基本設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、基本設計書作成について第39条(連絡協議会)所定の連絡協議会(以下本節において「基本設計検討会」という)を開催し、パートナーは、これに参加するものとする。 2. パートナーも、基本設計書作成のために必要と認めるときは、パートナーが基本設計検討会を開催することができるものとし、当社は、これに参加するものとする。 3. 基本設計検討会における検討等により、パートナー等が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要があるときは、第116条(変更管理手続)の手続によるものとする。	第53条(基本設計検討会) パートナー等は、基本設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、基本設計書作成について第39条(連絡協議会)所定の連絡協議会(以下本節において「基本設計検討会」という)を開催し、当社は、これに参加して基本設計書作成支援業務を実施するものとする。 2. 当社も、基本設計支援業務の実施のために必要と認めるときは、基本設計検討会を開催することができるものとし、パートナーは、これに参加するものとする。 3. 基本設計検討会における検討等により、パートナー等が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要があるときは、第116条(変更管理手続)の手続によるものとする。	・誤植のため、改訂しました。当該条項は請負の基本設計検討会に関する条項ですが、準委任の基本設計検討会に関する内容が記載されておりました。

パートナー取引基本約款(■V01L02)新旧比較表

条番号	条タイトル	【新】パートナー取引基本約款(■V01L02)	【旧】パートナー取引基本約款(■V01L01)	改訂理由
71	中間資料の承認	<p>第71条(中間資料の承認)                      当社は、中間資料のうち、当社が必要と認める部分を提示して、パートナーの承認を書面で求めることができる。</p> <p>2. パートナーは、前項の承認請求を当社から受けた日からパートナーの10営業日以内(以下「中間資料の点検期間」という)に行い、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、当社に交付するものとする。</p> <p>3. パートナー等は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は第115条(未確定事項の取扱い)で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して当社に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。ただし、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、パートナーは合理的理由のない限り適時に第2項所定の点検結果を当社に交付するものとする。</p> <p>4. パートナーは、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。</p> <p>5. パートナー等又は当社は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p> <p>6. パートナーから承認された中間資料の内容の変更を伴う場合、当該変更は第116条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	<p>第71条(中間資料の承認)                      当社は、中間資料のうち、当社が必要と認める部分を提示して、パートナーの承認を書面で求めることができる。</p> <p>2. パートナーは、前項の承認請求を当社から受けた日からパートナーの10営業日以内(以下「中間資料の点検期間」という)に行い、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、当社に交付するものとする。</p> <p>3. パートナー等は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は第113条(未確定事項の取扱い)で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して当社に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。ただし、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、パートナーは合理的理由のない限り適時に第2項所定の点検結果を当社に交付するものとする。</p> <p>4. パートナーは、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。</p> <p>5. パートナー等又は当社は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p> <p>6. パートナーから承認された中間資料の内容の変更を伴う場合、当該変更は第116条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	<p>・誤植のため、改訂しました。</p>
78	知的財産権侵害の責任	<p>第78条(知的財産権侵害の責任)                      本約款及び個別契約に従ったパートナー等による納入物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という)を侵害したとき、当社は第124条(損害賠償)所定の金額を限度として、パートナー等に対してかかる侵害によってパートナーに生じた損害(侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む)を賠償する。ただし、知的財産権の侵害がパートナー等の責に帰する場合(パートナー当社間で別段合意がない限り、第79条(第三者ソフトウェアの利用)に定める第三者ソフトウェアに起因する場合を含む)はこの限りではなく、当社は一切責任を負わないものとする。</p> <p>2. パートナーは、本約款及び個別契約に従ったパートナー等による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、速やかに書面でその旨を当社に通知するものとし、当社は、パートナーの要請に応じてパートナーの防御のために必要な援助を行うものとする。</p>	<p>第78条(知的財産権侵害の責任)                      本約款及び個別契約に従ったパートナー等による納入物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という)を侵害したとき、当社は第122条(損害賠償)所定の金額を限度として、パートナー等に対してかかる侵害によってパートナーに生じた損害(侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む)を賠償する。ただし、知的財産権の侵害がパートナー等の責に帰する場合(パートナー当社間で別段合意がない限り、第79条(第三者ソフトウェアの利用)に定める第三者ソフトウェアに起因する場合を含む)はこの限りではなく、当社は一切責任を負わないものとする。</p> <p>2. パートナーは、本約款及び個別契約に従ったパートナー等による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、速やかに書面でその旨を当社に通知するものとし、当社は、パートナーの要請に応じてパートナーの防御のために必要な援助を行うものとする。</p>	<p>・誤植のため、改訂しました。</p>
79	第三者ソフトウェアの利用	<p>第79条(第三者ソフトウェアの利用)                      当社は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、パートナー等に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。</p> <p>2. パートナー等は、前項所定の当社の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。</p> <p>3. 前項に基づいて、パートナー等が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、パートナー等は、パートナー等の費用と責任において、パートナー等と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び個別契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。ただし、当社が、当該第三者ソフトウェアをパートナーに利用許諾する権限を有する場合は、パートナー当社間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4. 当社は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、当社は、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。ただし、前項ただし書の場合で、パートナー当社間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</p>	<p>第79条(第三者ソフトウェアの利用)                      当社は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、パートナー等に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。</p> <p>2. パートナー等は、前項所定の当社の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。</p> <p>3. 前項に基づいて、パートナー等が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、パートナー等は、パートナー等の費用と責任において、パートナー等と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び<b>保守</b>契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。ただし、当社が、当該第三者ソフトウェアをパートナーに利用許諾する権限を有する場合は、パートナー当社間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4. 当社は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、当社は、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。ただし、前項ただし書の場合で、パートナー当社間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</p>	<p>・表現の見直しのため、改訂しました。</p>

パートナー取引基本約款(■V01L02)新旧比較表

条番号	条タイトル	【新】パートナー取引基本約款(■V01L02)	【旧】パートナー取引基本約款(■V01L01)	改訂理由
82	ハードウェア保守サービスが適用されない場合	<p>第82条(ハードウェア保守サービスが適用されない場合) 次の各号に定める作業はハードウェア保守サービス対象外とし、当社が当該作業を行った場合には、パートナーは当社の請求に基づき、対象外サービス料を当社に払うものとする。また、当該保守作業については、保守サービス期間の開始日前においても有償とする。</p> <p>(1) パートナー等の機器使用操作上の誤りに起因する障害の修復。 (2) パートナー等の故意、又は過失により生じた障害の修復。 (3) 天災地変、その他、パートナー等及び当社いずれの責にも帰することのできない事由による障害の修復。 (4) パートナー等が機器を改造し、又は仕様を変更したことにより、生じた障害の修復。 (5) オーバーホール又はこれに準ずる作業。 (6) 機器の撤去、解体、移設調整等の作業。 (7) 機器の仕様変更及び改造に伴う作業。 (8) プリンタヘッド、ディスプレイ(LCD)、HDD/SSD、バッテリーパック、ファン、キーボード、ACアダプター、マウス、リチウム電池(時計バックアップ用)等の有償寿命部品の交換。 (9) 当社の定める休業日及び対応時間帯以外の復旧支援。</p>	<p>第82条(ハードウェア保守が適用されない場合) 次の各号に定める作業はハードウェア保守対象外とし、当社が当該作業を行った場合には、パートナーは当社の請求に基づき、対象外サービス料を当社に払うものとする。また、当該保守作業については、保守サービス期間の開始日前においても有償とする。</p> <p>(1) パートナー等の機器使用操作上の誤りに起因する障害の修復。 (2) パートナー等の故意、又は過失により生じた障害の修復。 (3) 天災地変、その他、パートナー等及び当社いずれの責にも帰することのできない事由による障害の修復。 (4) パートナー等が機器を改造し、又は仕様を変更したことにより、生じた障害の修復。 (5) オーバーホール又はこれに準ずる作業。 (6) 機器の撤去、解体、移設調整等の作業。 (7) 機器の仕様変更及び改造に伴う作業。 (8) プリンタヘッド、ディスプレイ(LCD)、HDD/SSD、バッテリーパック、ファン、キーボード、ACアダプター、マウス、リチウム電池(時計バックアップ用)等の有償寿命部品の交換。 (9) 当社の定める休業日及び対応時間帯以外の復旧支援。</p>	<p>・誤植のため、改訂しました。「サービス」が抜けておりました。</p>
93	一時停止	<p>第93条(一時停止) 当社は、次の各号の場合には保守業務の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとする。</p> <p>(1) 第123条(不可抗力)第1項各号に該当する事態により保守業務の遂行が不能となったとき (2) 保守業務の用に供する建物、通信回線、電子計算機その他の設備の保守、工事その他やむを得ない事由があるとき (3) 保守業務の対象となっているパートナー等の設備(ハードウェア及びソフトウェアを含む)が不具合等により停止したとき (4) 保守業務において、又は保守業務の対象に、電気通信事業者が提供する電気通信がある場合、当該電気通信が中断・中止したとき (5) パートナー及び当社が別途合意した事由に基づく場合</p> <p>2. 前項の場合、当社は、その事由の発生後直ちに保守業務を停止する時期及びその期間(ただし、可能な限り)をパートナーに対し通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後相当期間内の通知をもって足りるものとする。</p>	<p>第93条(一時停止) 当社は、次の各号の場合には保守業務の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとする。</p> <p>(1) 第121条(不可抗力)第1項各号に該当する事態により保守業務の遂行が不能となったとき (2) 保守業務の用に供する建物、通信回線、電子計算機その他の設備の保守、工事その他やむを得ない事由があるとき (3) 保守業務の対象となっているパートナー等の設備(ハードウェア及びソフトウェアを含む)が不具合等により停止したとき (4) 保守業務において、又は保守業務の対象に、電気通信事業者が提供する電気通信がある場合、当該電気通信が中断・中止したとき (5) パートナー及び当社が別途合意した事由に基づく場合</p> <p>2. 前項の場合、当社は、その事由の発生後直ちに保守業務を停止する時期及びその期間(ただし、可能な限り)をパートナーに対し通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後相当期間内の通知をもって足りるものとする。</p>	<p>・誤植のため、改訂しました。</p>
99	部品の取得不能時の取扱い	<p>第99条(部品の取得不能時の取扱い) 当社は本約款及び個別契約の有効期間中であっても、機器が製造中止となり、又は機器用部品の入手が困難となったこと等により保守用部品の確保ができなくなった場合には、パートナーに対して90日以上を事前通知を行うことにより、個別契約を将来に向かって解約することができるものとする。また、このことによりハードウェア保守業務が実施できない場合であっても、当社はその責任を一切負わない。なお、当該事態が発生した月の末日をもって当該契約は自然に終了するものとする。</p>	<p>第99条(部品の取得不能時の取扱い) 当社は本約款及び個別契約の有効期間中であっても、機器が製造中止となり、又は機器用部品の入手が困難となったこと等により保守用部品の確保ができなくなった場合には、パートナーに対して90日以上を事前通知を行うことにより、個別契約を将来に向かって解約することができるものとする。また、このことによりハードウェア保守業務が実施できない場合であっても、当社はその責任を一切負わない。なお、当該事態が発生した月の末日をもって当該契約は自然に終了するものとする。</p>	<p>・仮に本契約に紐づく個別契約が複数ある場合、本条は本契約の将来解除に係る要件ではないため、「本契約及び」を削除しました。 ・誤植のため、改訂しました。「該」が抜けておりました。</p>
100	ソフトウェアのサポート打ち切り等の取扱い	<p>第100条(ソフトウェアのサポート打ち切り等の取扱い) 当社は、本件システムを構成するソフトウェアの製造会社、本件システムを構成するソフトウェアのサポートを中止した場合、当該ソフトウェア自体の安定稼働及び保守の継続について検討の上、保守の継続が困難になるおそれがあるときは、パートナーに対しその内容を提示の上、<b>個別契約の見直しをパートナーと交渉することができるものとする。</b></p> <p>2. パートナーは、当社の請求に応じて、30日以内に契約条件の見直し交渉に応じるものとする。なお、請求期間中にソフトウェアのサポートが中止となった時点で、パートナー又は当社は<b>個別契約を解約</b>できるものとする。</p>	<p>第100条(ソフトウェアのサポート打ち切り等の取扱い) 当社は、本件システムを構成するソフトウェアの製造会社、本件システムを構成するソフトウェアのサポートを中止した場合、当該ソフトウェア自体の安定稼働及び保守の継続について検討の上、保守の継続が困難になるおそれがあるときは、パートナーに対しその内容を提示の上、<b>保守契約の見直しをパートナーと交渉することができるものとする。</b></p> <p>2. パートナーは、当社の請求に応じて、30日以内に契約条件の見直し交渉に応じるものとする。なお、請求期間中にソフトウェアのサポートが中止となった時点で、パートナー又は当社は<b>保守契約を解除</b>できるものとする。</p>	<p>・表現の見直しのため、改訂しました。</p>
126	契約終了後の措置	<p>第126条(契約終了後の措置) 本約款終了後においても、第30条(知的財産権の帰属)、第76条(納入物の著作権)、第112条(個人情報)、第124条(損害賠償)並びに、本約款終了後もその性質上残存すべき債務は、本約款の終了後においても<b>引き続き有効に</b>存続するものとし、<b>第111条(秘密情報の取扱い)は本契約の終了後においても同条第7項に定める期間は引き続き有効に存続する。</b></p>	<p>第126条(契約終了後の措置) 本約款終了後においても、第30条(知的財産権の帰属)、第76条(納入物の著作権)、第112条(個人情報)、第124条(損害賠償)並びに、本約款終了後もその性質上残存すべき債務は、本約款の終了後においても有効に存続するものとする。</p>	<p>・秘密保持の取扱いに関する存続条項は既に規定されていますが、改めて本条に記載することにより、全体の存続条項がまとまって把握しやすくするため、改訂しました。</p>